

事務連絡
平成30年6月13日

公益社団法人全日本不動産協会
担当者様

国土交通省土地・建設産業局
地籍整備課 課長補佐

国土調査法第19条第5項の規定に基づく指定制度の活用促進について

平素より、国土交通行政の推進につきまして格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国土調査法第19条第5項の規定に基づく指定制度（以下、「19条5項指定」という。）とは、土地に関する様々な測量・調査の成果が、地籍調査と同等以上の精度または正確さを有する場合に、地籍調査の成果と同様に取り扱う事ができるよう、当該成果を国が指定する制度です。

19条5項指定は、測量・調査を行った主体の申請に基づき指定されますが、指定を受けた地図は登記所における正式な地図（不動産登記法14条1項の地図）として備え付けるために、登記所に送付されます。これにより、測量成果である地図が公的に管理され、成果の散逸がなくなりますので、土地境界をめぐるトラブルの未然防止、将来の土地取引や用地取得の円滑化及び災害時の復旧活動の迅速化等に効果があります。

これまでも19条5項指定について活用を促すべく周知を図ってきたところであり、また、財政的な支援措置としても、19条5項指定に必要な調査・測量経費に対して、予算の範囲内で一定の割合を補助する「地籍整備推進調査費補助金」について、国土交通省ホームページ「地籍調査 Web サイト」等で募集し、活用を促してきたところです。

今般、19条5項指定について制度内容の理解と指定に向けた取組の促進をさらに図るべく、「国土調査法第19条第5項指定申請の手引き」を作成し、国土交通省ホームページ「地籍調査 Web サイト」に掲載したところです。また、民間事業者等を対象とした地籍整備推進調査費補助金の募集も5月30日より行っています。貴団体に所属されている各事業者様に対して、本手引きをご活用の上、各々の事業において作成される様々な測量成果を地籍整備に活用すべく、補助金の活用を含め、19条5項指定の申請について、ご検討いただくことを周知していただきますようお願いいたします。

◆国土交通省地籍調査 Web サイト

- ・手引きや19条5項指定の申請様式等については以下のウェブページ

「国土調査以外の測量成果の活用について ～国土調査法第19条第5項指定制度～」

<http://www.chiseki.go.jp/plan/katuyou/index.html>

- ・地籍整備推進調査費補助金については以下のウェブページ
「地籍整備推進調査費補助金」

<http://www.chiseki.go.jp/plan/hojokin/index.html>